

入札保証金について

1 入札保証金の額

入札保証金の額は、見積もる契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 5 以上とします。(沖縄県財務規則第 100 条第 1 項長期継続契約に係る入札による) 入札保証金の額が足りなかった場合、その入札は無効となります。

また、入札書の提出までに、入札保証金免除の証明書の提出又は納入済みであることを証する書類を提示しなければなりません。

※見積もる契約金額とは、消費税を含む額です。

2 納付書による納付方法

- ① 第 6 号様式の入札保証金納付発行依頼書及び第 4 号様式債務者登録申請書に必要事項を記入し、令和 8 年 3 月 10 日 (火) 正午までに当研究所へ提出する。(FAX 可)
- ② 納付書を当研究所受付で受け取り、令和 8 年 3 月 12 日 (木) 午後 3 時までに納付書に記載されている銀行等の機関で入札保証金を納める。
- ③ 納付先の銀行等から受領書を受け取る。
- ④ 入札前日 (令和 8 年 3 月 12 日 (木)) の午後 4 時までに衛生環境研究所担当者へ受領書の写しを提出する。

3 入札保証金の還付

- ・ 落札しなかった場合は、第 7 号様式の入札保証金還付請求書を衛生環境研究所へ提出し、約 2 週間後に指定された口座に振り込む。
- ・ 落札した場合は、納付すべき契約保証金に充当する。充当しない場合は、契約保証金を徴収後、先に納付済みの入札保証金を還付する。

※落札した場合、契約保証金として、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 10 以上を契約締結前に納付する必要がある。

4 入札保証金の不還付

落札者が落札決定の日から 7 日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とし、入札保証金は沖縄県に帰属するものとする。

5 入札保証金の免除

次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部が免除されます。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合
提出期日：令和 8 年 3 月 10 日 (火) 午後 3 時まで。
- (2) 国 (独立行政法人、公社及び公団を含む。以下「国」という。) 又は地方公共団体と種類及び

規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約全て誠実に履行したことを証明する書面（別添第2号様式「同種・同規模契約の履行証明書」及び当該契約書の写し）を提出した場合。

提出期日：令和8年3月10日（火）午後3時まで。